

広島県教育委員会教育長告示第八号

広島県立美術館管理運営規則施行細則等を廃止する告示を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

広島県立美術館管理運営規則施行細則等を廃止する告示

次に掲げる教育委員会教育長告示は、廃止する。

一 広島県立美術館管理運営規則施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第六号）

二 広島県立生涯学習センター管理運営規則施行細則（昭和五十七年広島県教育委員会教育長告示第七号）

三 広島県縮景園管理規則施行細則（平成二十年広島県教育委員会教育長告示第四号）

附 則

この教育委員会教育長告示は、平成二十一年四月一日から施行する。